

○増田補佐 ただいま定刻となりましたので、第75回「補装具評価検討会」を開催いたします。

構成員の皆様におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、構成員の皆様には、会場またはオンラインにて御参加いただいております。

また、傍聴席は設けず、YouTube上でライブ配信を行っておりますが、アーカイブ配信をいたしませんので、会議開催時間帯のみ視聴可能となっております。御承知おきください。

最初に、構成員の出席状況について御報告申し上げます。

本日は、12名全ての構成員に御出席いただいております、会場が10名、オンラインでの御参加が2名となっております。また、事務局でございますが、企画課長の乗越が、他の公務の対応が入ってしまったために欠席となります。大変申し訳ございません。

以降の進行につきましては、高岡座長にお願いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○高岡座長 では、よろしくお願いいたします。今年度、最初の検討会となります。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

では、まず、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○増田補佐 お手元の資料を御確認ください。本日、議事次第、資料1、2、3、参考資料1、2となっております。資料の不足などございましたら、事務局にお申しつけください。

○高岡座長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事に入ります。

議題1「令和8年度補装具評価検討会について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○野原専門官 では、お手元の資料1「令和8年度補装具評価検討会のスケジュール(案)」を御覧ください。資料1について御説明させていただきます。

今年度は、本日開催しております第75回から、2月に開催予定の第81回まで、計7回の検討会を予定しております。

第76回、第77回の検討会においては、Ⅰ類とⅡ類に分かれ、それぞれで事務局にて告示改正に向けた論点を提示させていただき、御意見を頂戴いたしまして、第78回の検討会において、さらに整理を進めていくことを予定しております。

また、第78回の検討会では、関係団体への書面ヒアリングの結果報告も予定しております。

79回の検討会において、最終的な告示改正の方針を御検討いただきたいと考えております。

第80回の検討会では、例年行っております完成用部品の指定申請の審査を行います。

第81回の検討会では、告示改正のパブリックコメントの開始、完成用部品指定審査の結果の御報告を実施する予定であります。

また、今年度は開催回数が多いこともあり、オンラインでの実施を行いたいと考えております。まずは、第76回から78回の開催をオンラインで実施させていただきたいと考えております。それ以降については、今後検討させていただきたいと思っております。

資料1についての説明は以上となります。

○高岡座長 ありがとうございました。

これから皆様から御意見、御質問を募りたいと思いますが、御意見がある場合は、会場の構成員の方は挙手をしていただき、オンラインの構成員の方はzoomの手を挙げる機能を使用させていただきたいと思っております。また、オンラインの皆様におかれましては、御発言のない間はミュート機能の設定をお願いいたします。

今、野原専門官からお話ありましたが、来年度改正予定がありますので、回数が多くなっておりますし、また、開催時期はほぼ細かい日にちも決まっていたかなと思っておりますので、今年度、ちょっと多いですが、よろしくお願いいたします。

何か御質問ございますでしょうか。いかがでしょう。日程ということですが。日程は、御予定を皆さんにお聞きしているので、こういう日程しかないかなと思うのですが、76、77、78はオンラインでやろうかなというお話ですが、それについてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。議題1、終わりですね。

では、次の議題に移りたいと思っております。次は、議題2「令和7年度障害者総合福祉推進事業結果概要」の報告ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○野原専門官 続きまして、お手元の資料2「令和7年度障害者総合福祉推進事業結果概要」を御覧ください。こちらの資料は、令和7年度に行った障害者総合福祉推進事業の報告書を基に、事務局にて概要をまとめたものになります。

ページをめくっていただきまして、改めて事業概要から御説明させていただきたいと思っております。補装具の原材料等仕入価格や輸送コスト、従業員給与等の実態を調査することによって、令和9年度告示基準額改定のための基礎資料の作成を目的とした調査事業を行っております。

調査対象種目は、補装具費支給制度で対象としている全16種目としました。

従業員給与については、義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子を製作して販売する補装具製作事業者に対し、調査を実施しております。なお、個人事業主の方は対象外とさせていただきました。

義肢装具士と義肢装具士以外の製造職の方について、令和4年と令和7年の9月・10月の給与、令和3年と令和6年の特別給与総額を調査した結果から、令和4年と令和7年の時間単価、令和7年の給与月額を算出しております。

補装具製作事業者の収支把握のために、売上高、営業収益、営業利益を調査し、営業利

益率を算出しております。

原材料等の価格については、調査対象ごとに材料の仕入価格、製品の仕入価格、卸売価格を調査しております。

主に令和4年と令和7年における2時点の価格を調査しました。

ページをめくっていただきまして、従業員給与調査の結果になります。

時間単価の平均は、令和4年と令和7年を比較すると、義肢装具士で5.7%、義肢装具士以外で6.8%の増加率となりました。

令和6年の営業利益率の平均は2.7%でしたが、0%未満となる事業者の割合も高く、特に売上げの中で電動車椅子が最多となる事業者では、3分の2が0%未満となっております。残りの3分の1も5%未満となり、他の事業者と比べて特に低い傾向となりました。

ページをめくっていただきまして、原材料等価格調査の結果になります。

まず、左側の種目別にまとめた表を見ていただくと、車椅子、義眼、重度障害者用意思伝達装置を除いて、10%を超える増加傾向となっております。

右側の材料別にまとめた表を見ていただくと、金属材料ではアルミ板金部品、樹脂材料ではウレタンスポンジ、その他では電装部品の平均上昇率が大きくなっております。

こちらの結果から、電動車椅子に関する原材料価格の上昇率が特に高くなっていることが分かりました。

これらの結果を基に、他の公的調査の結果も参考にしながら、告示に示している上限価格の改定を事務局にて行ってまいりたいと思います。

資料2についての説明は以上となります。

○高岡座長 ありがとうございます。

今、御説明いただきました議題2に関して、構成員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思います。まずは、今日いただいたデータ、数値に関して、この説明が分からないよということがあったらお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

浅見構成員、お願いします。

○浅見構成員 浅見でございます。

貴重な興味深いデータをお示しいただきまして、ありがとうございます。実際に目にしにくいデータだと思いますので、非常に興味深く拝見いたしましたけれども、例えば2ページ目ですけれども、給与月額に換算すると、義肢装具士の方が38万2700円で、義肢装具士以外の、これは製造職ということになりますね。製造職の方が34万2400円ということ。あとは、増加率も、義肢装具士の方が5.7%で、義肢装具士以外の製造職の方が6.8%ということで、増加率は低いということと、実際の給与額は義肢装具士の方が高いという数値になっております。

義肢装具士の方の給与額38万2700円というのは、ボーナスも入れた金額ということになりますということになりますでしょうか。義肢装具の製作会社の社長様、取締役の方も含めた平均の給与ということでしょうか。一般社員の金額ではないように思いますが、いか

がでしょうか。ある。

また、義肢装具士と義肢装具士以外の方を製造職で比べられていますが義肢装具士の方は国家資格を持っていらっしゃる方ですので、比較の対象は、ほかの国家資格のある職種、例えば看護職の方と比較するのが良いように思います。義肢装具士も医療職の一つの職種ですので。そのような職種との比較調査がありましたら、教えていただくと、より理解が深まると思います。

○高岡座長 浅見構成員、ありがとうございました。

事務局から今の御質問に何かコメントといいますか、お答えでございますでしょうか。

○野原専門官 厚生労働省のほうで賃金構造基本統計調査を行っております。そういった他の公的調査との比較といったものもしていく予定でおります。賃金構造基本統計調査のほうでいきますと、理学療法士の方、作業療法士の方、言語聴覚士、視能訓練士の4業種の方々に賞与見込み給与が35万3000円といった数字も出てきております。ほかに、全産業の平均ですとか、そういったところも比較するのですが、どのように上限価格に反映させるかというのは、検討が必要と考えております。

○浅見構成員 ありがとうございます。

義肢装具士の給与の数値が多職種と比較して安くないというデータをお示しいただいたのですが、看護職と比較すると違うようにも思います。意外な感じがいたしました。いたしました増加率も義肢装具士の方が多職種に比較して特に低いわけではないということでしょうか。

○野原専門官 ありがとうございます。

理学療法士の方々等、一例として挙げさせていただいた方々は病院に勤務されている方が多く、勤務体系が違いますので、病院のほうの給与体系の中であまり上がっていないというようなところもあるかと思います。

また、今回、義肢装具士の方、義肢装具士以外の方を含めて、増加率が出ているのですが、お話を聞くと、経営者の方々には、人員確保のためにどうしても人件費を上げないといけないといった事情もあると聞いております。つまり、5.7%とか6.8%上げる余裕があったということにはならないかと思しますので、その辺をしっかりと確認したいと思っております。

○浅見構成員 現状に即していないような印象もありますが、貴重なデータをお示しいただきまして、ありがとうございました。

○高岡座長 ありがとうございます。

恐らく、義肢装具士もどこに勤めているかによって全然違うかなというふうに思いますし、働いている時間の割合としてどうかとか、いろいろあると思いますけれども、1つの目安という数字にはなっているのかなというふうに思いました。

ほかにはいかがでしょうか。

では、小林構成員から。

○小林構成員 小林です。ありがとうございます。

浅見先生の御質問に追加というか、もし追加で分かることがあればと思うのですけれども、平均年齢とか経験年数とかが加味されると、これが本当に高いのか安いのか、もうちょっと私たち、イメージがわくのではないかなと思うのですが、その辺は分かりますでしょうか。

○高岡座長 事務局のほうで分かりますか。

○野原専門官 ありがとうございます。

今回の調査では、平均年齢までは調査対象として取っておりませんので、そこまで詳細なところは出てきておりません。

○小林構成員 ありがとうございます。

理学療法士とか作業療法士さんとかは、平均年齢がちょっと下がってきているといいですか、下の年齢が増えてきているので、給与も平均すると下がって見えるのかなと思うのですけれども、義肢装具士さん、若い人がなかなか入ってこないということもお聞きしますので、高齢化しているイメージが実際の印象で感じますので、その辺が加味できるデータが出てくるといいなと思いました。ありがとうございます。

○高岡座長 ありがとうございます。そういう影響もあるかなというふうに思いました。清水構成員。

○清水構成員 国リハの清水です。御説明ありがとうございます。

3 ページ目の左側に種目別の平均上昇率というのがございますが、この中に眼鏡がないのですけれども、回答がなかったという理解でよろしいのでしょうか。

○高岡座長 お願いいたします。

○野原専門官 ありがとうございます。

眼鏡のほうは名称毎に見ると回答数が少なく、平均上昇率というような形で数字を出すことが難しかったので、こちらには載せておりません。

○清水構成員 では、0 件ではなかったということなのですね。

○野原専門官 何件かあったのですが、まとめるためには件数が少なかったので、載せておりません。

○清水構成員 分かりました。

あともう一つ、すみません。視覚障害者安全つえ、いわゆる白杖ですけれども、これは電動車椅子に比べたら半分以下ですが、それなりにかなり上昇しているようですが、ここは回答率としてはどのくらいだったのでしょうか。結構回答されていたのでしょうか。

○高岡座長 事務局、もし分かりましたらお願いします。

○野原専門官 こちらは、5 社に調査を行って5 社から回答を得られていますので、回答率としては100%になります。

○清水構成員 ありがとうございます。

最後に1 点だけ。回答してくださっている各種会社の方がいらっしゃると思うのですが、

地域差みたいなものがもしあれば教えてください。

○野原専門官　そこまでは調査ができておりませんので、出ておりません。申し訳ございません。

○清水構成員　分かりました。もしかしたらそういったものも関係するかもしれないので、また機会がありましたら、そういった目でも見ていただけるといいかなと思いました。

以上です。

○高岡座長　ありがとうございます。

回答率は幅がいろいろあったみたいですが、こういうふうに反映させるためには、できる限り回答していただきたいなとは思いますがね。

井村構成員。

○井村構成員　井村でございます。

先ほどの浅見構成員の給与関係のところに関連するのですが、義肢装具士及び義肢装具士以外の製造職で見ていって、資格があるために義肢装具士が高いというのは、ある意味想像できるのですが、上昇率がそれ以外のほうが高くなっているということは、だんだん差が縮まってきて、人集めのためにお金を出すことになってくると、本来プロである職種が評価されないということの裏返しになってくるかなというのもあるので、その辺、ちょっと気になるところもあるのですが。

それより、平均値と中央値を比べたときに平均値が高いということは、すごくもらっているところがあるのか、全然もらえていないのか。乖離があるというのは、分布的にはあまりよろしくないと思うのです。その原因の一つとして考えられるのが、ここには載っていないのですが、最低賃金が変わってくると、専門職でなければ最低賃金が給与体系に結構反映されてくると思うので、そのときに全国の平均の推移もあるのですが、事業所の所在地によって都道府県ごとに平均賃金が変わってくるので、平均賃金が高い事業所が多いのか、高いところが多いのかということも変わってくる。

なので、一般的な企業体系を考えると、平均賃金をどうしても意識しなければいけないと思うので、地域差も含めて、もしかしたらどの地区が高くどの地区が低いというのもあるかもしれないので、先ほど小林構成員からあったように、職名だけでなく地域差というのでも分かるといいのかなと思いました。

○高岡座長　ありがとうございます。

事務局から何かございますか。

○野原専門官　ありがとうございます。

今後、またこのような調査を行う場合に参考にさせていただきたいと思います。

○高岡座長　ほかにはいかがでしょうか。

山口構成員。

○山口構成員　熊本県福祉総合相談所の山口です。

2 ページ目に営業利益率、平均が2.7%というふうに出ていますが、他の製造業や医療職

と比較してこの2.7%という数値が高いのか、少ないのか、一般的なのか、把握されているのであれば教えていただければと思います。

○高岡座長 事務局、いかがでしょうか。

○野原専門官 一般的な製造業でいくと、大体5%程度ということがよく言われております。そちらに比べると低い値で推移しているというふうに考えております。

○山口構成員 ありがとうございました。

○高岡座長 今、ちょうどその表を見ていると、0%未満ということは赤字ということではないのですね。

○野原専門官 そうなります。

○高岡座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

この細かいデータは、もう公開されていましてね。

○野原専門官 資料1枚目の一番下、報告書の掲載URLを載せております。実施主体である三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社のホームページになりますが、そちらで公開されております。

○高岡座長 細かい数値を御覧になりたいという構成員の方は、そちらを見ていただくと相当細かいものが出ておりますので。どこまで見るかという問題はありますけれども、御覧になっていただけるとよろしいかと思います。

ほかはこの議題2に関連して、何かございますでしょうか。

西嶋構成員。

○西嶋構成員 宮城県の西嶋でございます。

電動車椅子が平均上昇率も50%を超えて、結構大変な状態にある。事業所の営業利益率も軒並み5%を割っているものしかないというか、ところによっては大赤字というふうな状況で、どう見ても存続可能な状況にはないと思うのですね。ヤマハの電動車椅子、この7月からさらに値上げして、多分この調査よりももっと厳しい状況に追い込まれるのかなというふうなところが危惧される状況なので、これは本当によろしくない状況かと思うのですね。

医療職、いろいろなもので値上げ云々の中で、義肢装具領域はほぼそのまま据え置かれているので、この9月に上げて、もう既に遅い状況はあるかと思うのですけれども、そこでしっかりと上げて利益率の低さというものを改善していかないと、事業者がいなくなってしまうのではないかと。事業者がいなくなってしまうと、更生相談所としては、造ってくれる人がいないと支給のしようがないというふうな状況になるので、そこは特に急いで手を打たないといけないところかな。

この7月から電動車椅子を値上げして、基準の中で出せるものがなくなってしまう状況になってしまうとどうするのだろうと。そうすると、事業者が不正請求するところはないにしても、今度は更生相談所のほうも、本来やるべきではない差額自己負担を取ったり、

そういったところもあるというふうに聞いてはいますので、告示の価格が十分に上がっていないことによって、当事者が泣きを見るような、当事者の方に迷惑がかかるような状況に既になっている。それが今度7月から、さらにひどくなりそうだというふうな状況なので、ここは早々に何とか手を打たないといけないところかなというふうに感じています。

○高岡座長　ありがとうございます。

今回御説明いただいたものは、来年度の改正に向けてということではあるのですが、実は今年度の状態で全然足りないという状況にはなっていたので、どうするのだという御質問だと思うのですが、実際、宮城県の更生相談所の方は困る事態が起きているのですか。

○西嶋構成員　宮城県は、比較的直接判定で、事業者さんが困らないようにというのをやっているのですがいいのですけれども、その辺、あまりしっかりやっていないと言うと語弊がありますけれども、しゃくし定規にやっている自治体の話も耳にはしますので、そうすると、当然仕入れを割り込んでいるような告示価格でやってくださいと言って、事業者に迷惑がかかる。事業者もこれでは仕事にならないというので、差額自己負担のほうに持って行って、更生相談所もそれを認めてしまったりという話は聞いています。

ですので、そうすると、その告示価格の問題を、本来であれば特例なりして、事業者や当事者に累が及ばないようにしていかなければいけないところではあるのですが、更生相談所も特例というものに対して抵抗感があって、なかなかそういったことをしない自治体がそれなりにあって、そういうところで変な差額自己負担になってしまっているというのを聞いていますので、そのところは、せめてそれだけはないというふうな形で言うようにしていかないと、当事者の方が常に困るというのが一番あってはならないことかなというふうに思っています。

この特例云々というのをあまりやると、そもそも告示価格って何なのという話になってきて、制度が形骸化してしまいますので、我々としてもあまりやるべきでないというふうに思っていますので、その辺の配慮にも限界があるというところで、この状況が限界を迎えてしまっているというところではあるので、何とか早急に手を打って、これが来年度以降にも続かないようにしてもらわないと困るのかなと。これが1つ、遅ればせながら見えてきたのが、この調査結果かなというふうに解釈しています。

○高岡座長　ありがとうございます。宮城県のこともあまり詳しくは言い切れないところがあると思うので、申し訳ございませんでした。

事務局から何か御回答といいますか、コメントございますか。

○増田補佐　ありがとうございます。

先程、資料2で御説明させていただきましたのは、令和9年度の告示改正に向けて、おおむね令和4年から7年にかけての3か年、どのような原材料に物価高騰の影響があるか、価格の変化率があるかということを確認させていただいたものでございました。また、従来から関係団体の皆様からも電動車椅子の現状に関する御意見を頂戴しております。調査



においても、電動車椅子の製造に要する原材料費上昇が、他の種目と比べて特に大きいということも確認できたところでございます。

そういったお声だったり、状況というものは我々も把握しているところでございますので、今後、こういったことができるか、引き続き検討させていただきたいというふうに考えております。

○高岡座長 7月から上がってしまうのですね。

○西嶋構成員 そういうふうに事業者さん経由で聞いています。なので、9年度にはちゃんとこの問題が解消されても、その後の分はさらに不透明になってしまいますので、そこで解消されずに積み残しになってしまうと、もうどうにもならなくなってしまうということなので、そこは少なくとも9年度に入った時点では、解消されているようにはしてもらわないと困るなというところであります。

○高岡座長 今、西嶋構成員がおっしゃったように、各更生相談所というか、自治体でいろいろ対応はしてくださっているのだと思うのですが、あまり地域の差が出てしまうというのはよろしくない。補装具は全国统一であるのが本来ではあるので、公定価格なのでやりにくいというのは確かにあると思いますが、それをどうするかというのは、全体のコメントを出していただいたほうがやりやすいだろうなとは思いますが、私も行政の立場で言えば、事業者の方に赤字覚悟で造ってくださいますなんてとても言えないし、まして、利用者の自己負担前提で出すというのは絶対に避けたいなというふうに思っているのです。

でも、先ほど西嶋構成員がおっしゃったように、支給できないという事態は、またこれが最悪な状態で、必要としている方の手に届かない状況は、これはどうやって避けたいのかなという辺りが本当に悩ましいので、検討はぜひしていただきたいです。早急に何らかの方向性を出していただきたいなと思うのですが、事務局としてはいかがですか。

○増田補佐 ありがとうございます。

御指摘のとおりだと思います。価格を理由にした特例ということが正しいというふうに思っているわけではございませんので、我々としても早急に、限られた財源の中でどういったことができるか、検討させていただきたいと考えております。

○高岡座長 西嶋構成員、いかがですか。

○西嶋構成員 もう7月から上がってしまうので、7月から当事者が困る状況になってしまいますので、ステートメントだけは早々に出して、これだけは絶対やっては駄目よというところから潰していかないと、後は更生相談所がよしなに考えるというところは、最後、特例という権限は与えていただいていますので、そこでやってしまうというのは、どうにかなるというのはどうにかなるのですけれども、なるべくそういうのをせずに済むようにということで配慮していただくと、暴走はせずに済むのかなというところで。物が届かない、当事者に過大な負担をかけるというところ、それから、事業者の負担になるところを避けていくと、答えはかなり絞られてしまうのが現状かと思っておりますので、何とかそ

をお願いしたいと思います。

○高岡座長 ありがとうございます。

更生相談所は、価格による特例は避けたいのですね。価格が高いから特例にするというのは避けたいというのが更生相談所の立場ではあるのですが、致し方ないという形でどうするかという辺りを、ちょっと検討しなければいけないということでしょうか。検討会でそれ以上のことを言うことはなかなか難しいところがあると思いますが、もしアイデア等々を含めて、一緒に考えることができればしたいと思いますので、おっしゃっていただければと思います。

ほかには構成員の方からございますか。今の件はよろしいですか。反対はないかもしれません。

ごめんなさい、河合構成員。

○河合構成員 河合でございます。

昨年度末で更生相談所業務から外れましたので、気楽に話しますが、まず、今の話の続きで言うと、問題はメーカーが基準が上がったら値上げをするというのが、多分20年ぐらいいは続いていると思います。厚生労働省が基準が上がったからといってメーカーが値上げをしないという確約まで取る以外、方法はないような気がします。途中の製作者さんが赤字になっているのが実態だと思いますので、メーカーと製作者さん、それぞれがもうかるような仕組みにしないと、制度が破綻してしまうというのも明らかかと思います。

それは、メーカーさんと相談するしかないかなと思っているのですが、この調査自体について気になるのは、義肢協会さん、車椅子シーティング協会さん、回収率がかなり高いと思うのですが、そもそもの前提として個人事業主が入っていないので、圧倒的に個人事業主さんのほうが扱っていらっしゃる数が多いと思います。もちろん、義肢協会さんに個人だと入れないとか、車椅子シーティング協会が頑張って値上げした分を、協会費を払わない個人事業主が儲けてしまっているということも実態としてありますので、せっかく多大なる金額を出、委託をお願いしているのですから、次回調査からは個人事業主も入れた形で調査されるほうがよろしいかと思います。

以上です。

○高岡座長 事務局からいかがでしょうか。

○野原専門官 ありがとうございます。

個人事業主を外している理由ですが、従業員給与の調査ということで、役員等、そういった報酬を得ている方々を除いた従業員となる方々の調査を行っております。そのため、個人事業主の方々の給与体系と会社のほうに勤務されている方々の給与体系が異なるために、個人事業主の方々を除く形で調査させていただいたということになります。個人事業主の方々の給与の調査はなかなか難しいということで聞いておりますが、今後、給与の調査を行うときに、個人事業主の方々に対しての調査にどういった方法があるのかというのを、引き続き検討したいと思います。ありがとうございました。

○高岡座長 河合構成員、よろしいでしょうか。

○河合構成員 はい。

○高岡座長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、議題2に関しましては以上といたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題3「完成用部品の機能分類について」ということで、資料3になります。事務局から説明をお願いいたします。

○野原専門官 お手元の資料3「完成用部品の機能分類についての個別ヒアリング結果」を御覧ください。

完成用部品の機能分類については、昨年度から検討を始めているところで、今回、メーカーへの個別ヒアリングを実施しましたので、その結果について御報告させていただきます。

まず、昨年度の経緯を御説明させていただきます。スライドは、72回補装具評価検討会の資料から抜粋したのになります。

類似機能の完成用部品において、安価であることのみを根拠として更生相談所が部品を指定する事例があるということから検討を始めております。機能分類導入に当たっては、メーカーへの個別ヒアリングがまずは必要と考えまして、昨年度の完成用部品指定審査の受付前に、その方針を示すことができなかったこともあり、個別ヒアリング後に検討を進めることとなりました。

一方で、運用を見直す必要もあるということから、昨年度は補装具費支給事務取扱指針の改正を実施したところであります。

次のページから、新しく御報告させていただく内容になります。機能分類についての意見を確認していないメーカーへヒアリングを行うに当たりまして、事前に出てきていました意見をまとめて、機能分類と統一価格算定の方法の例をお示しすることとしました。

機能分類は、体重支持、連結といった機能が単純なものでまとめ、機能が複雑なもの、複数素材でできているものなどは、機能分類としてまとめられないものとして除外しました。

完成用部品通知の区分で、機能でまとめることが可能なものを多く含むものを機能分類の例として、義足調整用部品のクランプアダプタ、チューブ、4穴ピラミッド。下肢装具のあぶみ、足継手、膝継手を提示いたしました。

機能分類の例に含まれる部品の標準価格を、それぞれの部品の出荷台数で加重平均した上で統一し、上限価格を算定する方法を統一価格算定方法の例として御提示しました。

次のページになります。実施した個別ヒアリングの方法と結果になります。

機能分類の例に含まれる部品の取扱いメーカーが18社ありましたので、そのうち、このヒアリング前に意見を聴き取っていた9社を除いた、残りの9社を対象とさせていただきました。メールで調査票を送り、機能分類の導入、また提示させていただいた例について御質問しました。

有効回答は5件となりました。

機能分類の例に対しては、分類のまとまりが大きく、機能の違いをきちんと反映できていない。反映するためには細分化が必要であるとの御回答がありました。

また、統一価格の算定方法の例については、価格を統一することで為替の変化や材料価格との乖離が進むこと、利益が圧迫されることで製品開発意欲が低下することを懸念する回答が見られました。

次のページは、それらの回答をグラフで示したものになります。

次のページに移りまして、第1回のヒアリング結果から、機能分類の例を細分化する必要があると考えまして、耐荷重で4区分した中分類と、素材の違いによる分類3区分を追加しました。

これを新たに例として示すこととして、第1回ヒアリング前に意見を聴いていた9社に対して、細分化した機能分類と統一価格算定方法の例を改めて提示させていただき、導入についての意見を求めることとしました。

有効回答は3件で、うち1件は7社の分を団体が取りまとめて回答していただきました。

細分化した機能分類の例に対しては、特に御意見はありませんでしたが、統一価格算定方法の例に対して、統一価格が現行上限価格より下がる場合について、販売を継続できない製品が生じるのではないかと。また、設備投資、品質維持、新製品開発へかける費用が圧迫されるのではないかと。利益圧迫により完成用部品の登録削除が進み、完成用部品の選択肢が減少するといったことになるのではないかとといった回答が見られました。

次のページになります。個別ヒアリングの結果を踏まえ、今後の方針についてまとめたものになります。

ヒアリングの結果から、完成用部品の安定的な供給を維持することと、機能分類を実施し価格を統一する方法を提示することは困難であると考え、まずは、今年度から施行されている補装具費支給事務取扱指針に沿った運用がなされているのかどうか、確認していくこととしてはどうかと考えております。

資料3についての説明は以上となります。

○高岡座長 ありがとうございます。

若干分かりにくいものだけでも、第1回のヒアリングと第2回のヒアリングと、まとめた回答というのは出していないのですね。

○野原専門官 すみません、まとめたものは出しておりません。

○高岡座長 いかがでしょうか。何か御質問ございますか。

確かに、1ページに書いてあるように、72回のときに機能分類を検討してもいいのではないかと。この検討会で方向性を出したのは確かです。前提としては、安価なパーツを支給してくださいというふうに言われるような事態、場合によってはよろしくない事態が起きているということと、それは事業者の方のメリットにならないしということで、どちらかというと事業者のためになるのではないかと。という方向で一応考えたのかなと思っ

てはいました。しかし、今回、どちらかという、事業者の方からあまり賛同が得られていないというふうなことでよろしいですね、事務局。

○野原専門官 はい。機能分類を行うことよりも、価格を統一することで価格が下がるのではないかと。価格をどうやって維持するかといったところが明確ではないために、様々な懸念点が回答として出てきたと考えております。

○高岡座長 そうですね。この機能分類は、価格を下げようと思って進めようとしたわけでは、この検討会では全くなかったはず。むしろ、同等じゃない安価なものを出せと言われていたような事態があるから、指針も変えようということやってきたということだったのですけれども、何か懸念を生じてしまったようですね。

どうぞ、西嶋構成員。

○西嶋構成員 西嶋です。

機能分類と価格の統一は、必ずセットでやらなければいけないものですか。というのは、機能分類をやって、この範囲の中であれば、P0さんの裁量でいいと思われるものを選んでいいよということと、そこに対して価格を同じにする。両方できれば分かりやすいことは分かりやすいので理想なのですが、多少値段の差があっても、そこは必ず安価なものを選んでくださいというふうに更生相談所では言わない。その範囲の中であれば、最善と思われるものを選んでくださいというふうにしていえば、これは答えが変わってくるのではないかと気がするのです。

見ていると、機能分類そのものがよろしくないと言っているよりかは、価格を統一することによって、一部下げられてしまうということは困る。これが逆に、一番高いところに合わせますというふうに上がる方向であるならば、もっと反対が少ないのではないかと。そこまでしなくてもと思うので、価格を無理に統一しない、この機能分類だけをやるというふうにすれば、もう少しメリットだけ引き出せるのではないかなと思うのですが、そこは譲れない線でしょうか。

○高岡座長 事務局、いかがですか。

○野原専門官 ありがとうございます。

確かに価格の統一をセットで、お伺いしております。もともとは同等安価ということで、機能的に同じであっても安価なものを選択する、指定するという事案があったということから始まっておりますので、価格は統一して、価格での選択ではなく、機能でまとめた中で自由に選択できるようにという前提で、今回調査した中で、こちらから例示として挙げました価格の中で、下がる可能性があるというところに対して御不安があったというふうに認識しております。確かに、価格の統一をしない方法もあるとは思いますが、当初懸念していた安価なものを選択するという懸念点については、価格を統一しないと払拭されないと考えております。

○高岡座長 そこは結構細かい仕組みをつくらないと難しそうですね。だから、あまり慌てないほうがいい気がしますけれども、西嶋構成員、具体的に何かありますか。

○西嶋構成員 薬の一般名処方のように、この範囲の中だったら、提供する側がそのときの在庫の仕入れとか、いろいろな状況から選んでいいよというふうにして、例えば機能分類でクランプアダプタだったら、この5製品の中なら互換性があるというか、どれを使ってもいいですよというふうな処方ができるようにしてしまう。多少値段が下がっても、そこについては必ずしも安価を優先しないよというふうに、同等安価の例外という形で設けてしまえば、そんなに価格差は大きなものではないと思いますので、そうすれば目的は達成できてしまうのではないかと思います。

市町村、計算するほうは面倒くさいと言うかもしれませんが、そこ以外は多分困らないかなと思うので、やりたかった同等安価だけに縛られるということについては、早々に解決すると思いますし、それこそ運用の話だけで済む話かと思いますので、3年ごとでなくてもできる改正なのかなと思いました。

○高岡座長 ありがとうございます。

ほかに何か、今の機能分類のことに關して。

浅見構成員。

○浅見構成員 機能分類についてですが、各企業様の懸念は理解できるところです。このデータの結果の示し方についてお尋ねいたします。第1回のグラフですが、全体18社ある中で最初のヒアリングで聴き取れていない半分の9社を対象にされています。その中で、結局、回答されたのは5社だけでありその中での妥当という結果数ですのでとても5社/9社というの18社は回収率も悪く、これをもって結果として少ないという結果に導くのはいかなものでしょうか。

また、その次のものは、最初にヒアリングできなかった残りの9社の結果ということですが、その9社中の1件は7社がまとめて回答されているものということであり、それは個別の意見というよりも、団体としてまとめて回答されたことになったことによりなりますので、このグラフが、妥当ではないという回答を強く示す結果になってしまっているように思います。さっき西嶋先生も言われていましたように、機能分類について反対されているのではなく、価格に影響する点を懸念された結果、協会としてあるいは団体としての回答がそのようになってしまっているのではないかと思います。このような結果の出方そのものがいかなものかだと思います。

○高岡座長 事務局、いかがでしょうか。

○野原専門官 ありがとうございます。

確かに件数も少ないですし、一部、2回目のヒアリングでは、団体の御意見としてまとめた形でいただいたものであります。御指摘は真摯に受け止めまして参考にさせていただきますと思います。

ただ、お話にもありましたとおり、どうしても価格に対してというところでの懸念点というのが残っている段階で、現状、先に進めるだけの解決策を示せていないということで、今年度、具体的な導入というところに進めることは難しいとまとめさせていただきました。

○高岡座長 ほかにはいかがでしょうか。

少なくとも来年度にどうこうするというのをまとめるのは難しいかなという気はします。機能分類、悪くないなというふうには思っていますし、少なくともこの検討会で価格を下げようなんて思っていないので、メリットはあるのではないかなと思うのですが、どうも懸念があることも事実のようですので、その辺りは継続して検討するということになるのかなと思います。事務局としては、継続検討でいいですか。来年は無理しないけれども、継続して念頭に置いておくという方向で考えてよろしいでしょうか。

○増田補佐 ありがとうございます。

先ほど西嶋構成員からお話ございました。こちらは補装具の告示の改正ではございませんので、3年に1回という考え方ではなく、どちらかというと毎年案件でございます。ただ、例年、完成用部品の指定の申請を7月冒頭に行う関係から、もし機能分類を導入する、また統一価格の設定方法を定めるということであるならば、来年度の申請の段階で9年度からやりますよということを御案内してからやるべきだという考え方から、このタイミングで1回御判断させていただいた、御提示させていただいたということになります。なので、令和9年度の完成用部品の指定に関しては、今回は見送りということを考えております。

一方で、当然、10年度以降、まさしく今の1年後まで、もう一回スパンがあるところではございますが、8年度の指針の改正で皆様に御議論いただいた上で、行った指針の改正がございまして、まず、その実施状況というのをしっかり注視していくということが1つでございますし、本日いただいた御意見も踏まえまして、また事務局のほうでも検討させていただきたいというふうに考えております。

○高岡座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

西嶋先生の案は、専門官に、こんな感じなのではないかという具体案を出しておいていただけるといいかもしれません。よろしく願いいたします。

井村構成員、どうぞ。

○井村構成員 井村でございます。

私、I類のほうだと本当は違うので、あまり言わないと思ったのですがけれども、先ほどありましたように、完成用部品、毎年ですね。多分、今回の議論は、先ほどもあったように、同等じゃない安価なものを処方させるのが問題だったので、同等ということの枠を分かりやすくグルーピングするための機能分類は非常に有効だと思うのですが、逆にそれをしてしまうことによって、同等安価がより顕著になってしまう懸念があるので、価格等の見せ方は結構難しいと思うのです。

恐らく検討会として本来考えるものは、どういう機能が有効かであって、それは幾らが妥当かというのは我々も検討しなければいけないところですが、価格ありきでスタートしてしまうと大事な機能がなくなってしまうことがあると思うので、どういう機能かということをしっかり見ていくこと。これは先ほどの電動車椅子の価格にも関係してくる

のですけれども、必要だと思うのです。というのは、先ほどありましたように、7月とかの申請でありますと、物価上昇が非常に激しい時代で、7月に申請したものを翌年度に反映というのは、そこで既に足りなくなってくる場合もあると思うので、価格の決め方に関して、告示の中身になってしまうので、これは検討が相当必要だと思うのですけれども、ちょっと柔軟性がないと対応できなくなってくる。

例えがいいか分からないですけれども、薬価も緊急改正があることもありますけれども、そんなことをやってしまうのかとか、航空機の燃油サーチャージのように特別加算みたいなものをつける仕組みとかにしておかないと、告示になってくるのが3年間に一度の改正だと、恐らくその間の、今回の電動車椅子の問題。もちろん設定方法の見直しも必要だと思うのですけれども、その設定したものがずっと3年間使える保障がないということも見据えた価格体系ということも併せて検討していく必要があるのかなと思ったので、その辺、いかがでしょうか。

○高岡座長 ごもつとも御意見だと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

○野原専門官 ありがとうございます。

確かに本日、機能でまとめるというところについて、問題点よりメリットを皆様から御意見いただいておりますので、そこについてもきちんと押さえながら、また、価格については、メーカーから1年であっても申請時と実際に通知が出るまでの間に状況が変わるということを聴いておりますので、こういった方法があるのか、検討してまいります、なかなか難しい問題かなと思っております。

グルーピングについて、機能でまとめることの重要性については、改めて御意見いただきましたので、参考とさせていただきます。

○高岡座長 ありがとうございます。

価格の問題は、半年は長いですね。その間にいろいろな事態が起きますので、どういふふうに対応するのか。私も全然考えられないですけれども、そういう仕組みができるというかなと思います。

あと、どういふパーツを完成用部品の中から選んでいくのか。これはグルーピングとかをする必要はないかもしれないので、それは更生相談所できっちり判定すればいいことなのです。必要なものはきちんと出しますよということで、無駄なものは処方しない、支給しないということをちゃんとやっていけば、別に同等安価がどうこうという文言も加える必要がないくらいだったとは思いますが、そうはいかないというところで、取りあえず入れましたということだと思います。判定のほうもしっかりやっていただきたいなというふうに思っております。

では、議題3に関してはよろしいでしょうか。

では、「その他」になってしまいますね。議題4「その他」ということで、まだ3時なのでたっぷりお時間もありますけれども、何かございましたら御意見をよろしく願います。いかがでしょうか。



通常の検討会ですと厚生労働科学研究費の報告等々していただくことがあると思うのですが、すけれども、今日は年度初めですので、経過報告ということはございませんでした。ただ、来年度、令和9年度の改正に向けては、非常に貴重な調査研究をやっていただいていると思いますので、その資料とか御助言はぜひしっかりといただきたいなと思っておりますので、御担当の先生方は引き続きよろしくお願いいたします。

というところで、その他ございませんでしょうか。特にございませんか。ありがとうございます。

では、事務局におきましては、本日示された御意見等々を踏まえまして、必要な対応を進めていただきたいと思います。

では、事務局から今後の予定をお願いいたします。

○増田補佐 本日は、御議論ありがとうございました。

本日の議事内容につきましては、皆様に御確認いただいた上で、後日、厚生労働省のホームページに議事録として掲載予定でございます。

また、次回の検討会につきましては、日程が決まり次第、改めてお知らせさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局のほうからは以上でございます。

○高岡座長 ありがとうございます。

では、次回に関しましては、Ⅰ類、Ⅱ類、それぞれ別に検討会が行われますので、ぜひそちらのほうでは細かい検討をしていただけるとありがたいかなと思っております。

それでは、以上をもちまして、第75回「補装具評価検討会」を終了いたします。本日は、ありがとうございました。お疲れさまでした。